

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 26 年度第 1 回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成 26 年 8 月 27 日（水） 15 時 00 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	委員： 石川委員、今田委員、稲森委員、岩城委員、上原委員、 岡村委員、落合委員、木瀬委員、児島委員、小杉委員、 田中委員、廣寄委員、藤尾委員、丸井委員、溝口委員、 三輪委員
欠 席 者	委員： 上山委員、笹井委員、下野委員、高瀬委員、 花田委員、三田村委員
案 件 名	1. 会長・副会長の選出について 2. 報告案件 （1）第 2 次枚方市環境基本計画の事業計画について （2）枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）について （3）平成 26 年版環境データ集について （4）空き家対策について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 第 2 次枚方市環境基本計画平成 26 年度事業計画 資料 2 第 2 次枚方市環境基本計画事業計画の平成 25 年度の主な取 り組み実績と今後の方向性について 資料 3 枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）の取り組み について 資料 4 平成 26 年版環境データ集 資料 5 空き家対策参考資料  参考資料 1 ひらかたの環境（環境白書）平成 26 年版の概要 参考資料 2 空き屋対策参考資料 参考資料 3 枚方市環境基本条例（抜粋）及び枚方市環境審議会規則 参考資料 4 枚方市環境審議会委員名簿
決 定 事 項	・会長、副会長の選任 ・空き家対策条例を審議する部会の設置
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 名
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	環境保全部 環境総務課

**総括**

**議事 1. 会長・副会長の選出について**

- 会長に三輪委員、副会長に石川委員を選出した。

**議事 2.**

**報告案件（1）第2次枚方市環境基本計画の事業計画について**

- 第2次枚方市環境基本計画の事業計画の平成25年度の実績と平成26年度の目標について、資料1、2を使って報告した。

**報告案件（2）枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）について**

- 枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）の平成25年度の実績と平成26年度の目標について、資料3を使って報告した。

**報告案件（3）平成26年版環境データ集について**

- 平成25年度の枚方市内の各環境調査結果について、資料4を使って報告した。

**報告案件（4）空き家対策について**

- 枚方市の空き家の状況とその対策について、資料5を使って報告した。
- 諮問について会長が代表して受けること、部会の設置及び臨時委員の審議への参加について決定した。

**議事 1. 会長・副会長の選出について**

委員 会長、副会長にはそれぞれ三輪委員と石川委員を推薦したい。三輪委員は、環境基本計画改定部会、地球温暖化対策実行計画検討部会でそれぞれ部会長として活躍されている。石川委員も公害規制検討部会において副部会長として活躍されており、適任者だと思う。

委員 ただいまの意見に賛成する。環境基本計画改定部会や地球温暖化対策実行計画検討部会、公害規制検討部会のそれぞれの部会で、三輪委員、石川委員の部会運営を間近に見て、会長、副会長に最適任だと思う。

事務局 三輪委員に会長を、石川委員に副会長ということだが、異議はないか。

各委員 異議なし

会長 (挨拶)

この会議の発言に関する議事録の取り扱い等はどうか。

事務局 審議会の会議は原則として公開という規定があり、従前どおり、会議録の公開を行っていきたい。但し、個々委員の名前は示さない。

## 議事 2. 報告案件（1）第2次枚方市環境基本計画の事業計画について

事務局 （資料1、資料2について説明）

委員 資料2の3ページの環境指標の推移について、環境出前授業の参加件数の目標30件だったのに対して、実績が34件ということで上回っているという話だったが、平成27年度の目標がまた30件、東部清掃工場施設見学者数についても数値目標を増やしていないというのは、何か事情があるのか。

事務局 確実に達成できた項目については、これまでも目標を上方修正している。ただし、枚方市の総合計画で設定されている施策指標と同じ項目が多く、年度毎に実績が変動するものについては目標を変更していない。

委員 資料2の8ページの環境指標の推移について、農業ふれあい体験者数が平成21年度より減っているということ、同じく11ページのごみの資源化率やレジ袋削減のアンケート等協力者数が減っているのは、市民の熱意や環境に対する関心度が低下しているからか。どのように考えているのか。

事務局 原因は色々考えられるが、特にアンケート協力者数については、市のイベントの中で実施するもので、気象条件によって参加人数が少なかったこと等が要因の1つとなっている。ただ、市民への啓発についてはもっと取り組まないとはいけなと考えており、目標が達成できなかったという結果を、来年度の事業に活かしたいと考える。

委員 良い方向には考えられないか。ごみを出すこと自体が減っているとか、レジ袋はマイバッグで対応しているとか、プラスに考えられないか。情報をどのように分析しているのか。

事務局 例えば、一日当たりのごみの量では、全国的にも枚方市の数字は少なく、市民の意識が高いということが言える。細かい分析まではできていないが、プラスに考えられる点もある。

委員 そのあたりを詳しく分析しないと、平成26年度の事業計画を立てづらいのではないか。原因がわかれば対処方法が考えつく。何が原因として起きただろうということをもう少し的確に分析したほうがいいのではないか。

会長 背景にある原因がわからないと、的確な対処方法もわからないということだが、他に意見はないか。

委員 現在、ため池が埋め立てられたり、生産緑地が換地されてどんどんなくなっていく状況にあるが、資料2の8ページの農を生かしたまちづくりでは、そういった対策が全く出てこない。生産緑地や農地が少しでも残るように、小学校の教育の一環で行っている取り組みと運動させているものでもいいので、あったら教えてほしい。

事務局 農業施策として、農を守る、緑を残すための事業を実施している。

委員 今後の農業施策によってため池や農地が残せるかどうかは別にして、ため池や農地に市民が親しめるような機会を増やしたり、大切さを理解してもらえるような取り組みを検討していただきたい。

会長 ため池や農地保全の対策については、もっと上位の計画や他部門の計画にあると思

	うが、環境分野では、それを前提に全体を見渡した施策というのは重要ではないかと感じる。何か他にあるか。
事務局	参考資料1のひらかたの環境（環境白書）の33ページに「新規就農研修事業」を示している。農業従事者の増加や維持のためにこうした事業にも取り組んでいる。
委員	安倍政権では、滋賀県ぐらいの規模の休耕地を利用して、企業を農業へ参入させており、それなりの参加率があるようだが、枚方市では就農研修者を増やすという個人の取り組みだけなのか。市内にもかなりの企業があると思うが、農に参画するような取り組みや市として働きかけている計画はないのか。
事務局	今回の新規就農研修事業は、個人向けの取り組みであり、企業の農業参入への取り組みは計画には位置づけられていない。
委員	実際に枚方市の企業ではそういう動きはないのか。
事務局	農業施策に関しては、少しずつ規制緩和され、企業が参入しやすい農業施策が行われているようだ。本年度の環境白書の中の記載事項とも関連するので、少し勉強させていただきたい。
会長	他に何か意見があるか。
委員	資料2の7ページの特定外来生物について、今までの取り組み内容を教えていただきたい。
事務局	本事業はアライグマを対象としたもので、大阪府の防除計画に基づいて市民へ捕獲器を貸し出し、捕獲されたら駆除を行っている。
会長	アライグマのみが現在の防除対象ということだが、よろしいか。
委員	6月頃に穂谷川の河川敷や国道の主要な道路を出歩くとオオキンケイギク等の特定外来生物の植物をよく見るが、そのような植物についての対策や対応はどうされているのか。
事務局	植物については、どういった種が市内に存在しているかを調べる自然調査を行っているが、具体的な防除あるいは除去に関する取り組みは特に行っていないのが現状である。
委員	今現在は積極的な取り組みをしていないようだが、できるだけ早いうちに何か対策をたてる等の動きはないのか。
事務局	植物は早いうちに防除することが好ましいが、多くが私有地のため、所有者の承諾が必要になり、防除等の対応が難しい状況にある。
委員	そもそも、市民は特定外来種の生物や植物を認識していないと思う。まず、市内に存在する特定外来生物の周知の徹底が必要ではないだろうか。
事務局	5年に1回自然環境調査を行っているので、その結果を、ホームページ等に掲載して、できる限り周知を行いたいと考える。
委員	様々な特定外来生物の防除について、行政として特定外来生物を含む外来種に対する考え方を明確にすべきではないか。
事務局	資料1の11ページにあるように26年度事業計画としては、特別外来生物の防除として、アライグマを対象に取り組むとしている。

委員	先ほどの農業ふれあい体験者数の話に関連して、山田池公園の水田でも子ども向けの体験事業を行っているようだが、最近では体験者数が少なくなったという話を聞く。また、府の管轄している山田池公園や国土交通省が管轄している淀川河川敷のゴルフ場でも外来生物のヌートリアをよく見る。つまり、こうした場所でも、枚方市内であるので、市でも対策を講じるべきだと思うがいかがだろうか。縦割りの行政になっていると感じる。
会長	ヌートリアは大阪府の土地であろうが、国の土地であろうが、関係なく出没する。要するに、外来生物の防除について、地域全体でどのように考えているかを聞きたい、という話ではないか。例えば、市民と協力して地域の生物や植物を調べたところ、多くの絶滅危惧種が見つかったという事例がある。もう少し地域一帯となって、外来生物について取り組まれてはいかがだろうか。
	<b>報告案件（２）枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）について</b>
事務局	（資料３について説明）
委員	H-EMSの組織や体制はどうなっているのか。
事務局	市長が環境管理総括者で、その他、部単位、課単位で責任者を設定している。
委員	事務局はどこなのか。
事務局	事務局は環境総務課である。
委員	内部環境監査員は誰がするのか。
事務局	内部環境監査員は、各部局の次長が担当している。H-EMSでは、第一次監査、第二次監査と、２段階で監査を行っており、まず、次長が自身の所属部局の監査を行い、その後他部局の監査を相互に行っている。
委員	資料３の２ページ表２を見ると、重油使用量が極端に増えているが、この原因はなにか。
事務局	平成２５年は大雨が多く、雨水のポンプ場を例年よりも多く稼働させることとなった。このポンプの動力に重油を使用しているため、使用量が極端に増加したと考えられる。
	<b>報告案件（３）平成２６年版環境データ集について</b>
事務局	（資料４について説明）
委員	光化学オキシダントの環境基準の達成状況が悪くなっているのは何か理由があるのか。
事務局	光化学オキシダントは、枚方市内だけでなく全国的にも達成率が非常に悪い。現在、国をあげて今後の対策について検討を重ねているところである。更には近年は大陸から越境してきた微小粒子状物質の影響もあると考えられる。
委員	窒素酸化物や硫黄酸化物は環境基準値を下回っている。なぜ光化学オキシダントだけは理由はわからないのか。

事務局 光化学オキシダントは、大気中で生成されるので、生成の原因となる物質の規制を厳しくするしかない。石油、ガス、ガソリン等の揮発性の成分に対して、国と大阪府の規制で環境管理をしているが、なかなか環境の基準の達成までは至っていないのが現状である。

委員 規制を行っているのに生成物が増えているのは、生成する気象条件等の影響もあるのか。

事務局 気象条件、例えば気圧配置等も関係していると考えられる。

#### 報告案件（４）空き家対策について

事務局 （資料５について説明）

会長 ただいま事務局から説明があった空き家は周辺の環境に非常に悪い影響を与える等の問題があり、全国的に問題に大きな問題になっている。今の報告について何かあるだろうか。

委員 相続人が全員相続を放棄してしまい、放置されたままの家があるなど、空き家については色々な話を聞くが、空き家の件数は苦情の連絡があってはじめて把握ができていると思う。実際にはもっとたくさんの空き家があるということではよろしいか。

事務局 最新（５年前）の統計では、空き家の件数は21,000件となっている。その中にマンション等の集合住宅も含まれているため、実際には、適正に管理されていない空き家の件数は把握できていないのが現状である。市民からの苦情によってはじめてわかる空き家も多く存在する。

委員 市民からの苦情によって空き家の現状を把握するのではなく、例えば、相続人が決まらないという相談ができる窓口を設けるなど、未然に防ぐ対策は考えられないか。

事務局 この審議会を通して今後の空き家対策の方向性を決めていきたいと思う。

委員 市が把握できていない空き家に対して、指導や管理できるような条例を作りたいということか。

事務局 市民からの苦情や相談の多くは老朽家屋や草木の繁茂などが約8、9割を占めている。それに対応できる強制力のある条例を制定したいと考えている。

委員 ボランティアをしているときに、家を訪ねることがあるが、人が出てこない家がある。一人暮らしの高齢者が亡くなったあと子どもが帰って来ていない家や、名義は残したまま、実際には住んでいる人はいない等の家については市では把握はできるのか。高齢化が進み、そういった事例は多くなってきていると思う。

事務局 最新のデータが５年前で、平成25年度の調査結果は現段階では集計できていないが、そのような家屋は増加していると考えられる。ただ、現段階では調査方法などは決まっていない。

委員 市役所で、固定資産税や相続税の納税状況から空き家について調べることはできないか。

事務局 空き家でも固定資産税を払っている場合がほとんどである。また、空き家であること自体が問題なのではなく、様々な事情の中で管理不良に至り、周辺住民やコミュニティに悪い影響を与えていることが問題である。今回、そういった管理不良の空き家への対策、条例作りが必要であると考えており、近々この審議会で諮問をしたいと考えている。

会長	空き家がごみ屋敷等、管理不良となる段階の前に制度作りが大きな課題だと感じる。
事務局	制度作りを進めていく中で、空き家の情報も入手していこうと考えている。ただ、個人のプライバシーの問題もあるため、積極的な調査が難しいことも理解していただきたい。
会長	空き家対策の条例化について、当審議会へ10月中旬に諮問、5月に審議会から答申をするという流れを考えているようである。余り時間がない上、非常に専門性を帯びた問題のため、部会を設置し、部会案を作成した後、最終的に審議会から答申するという形が妥当かと思うが、よろしいだろうか。
各委員	異議なし
会長	それでは、部会を設置するということで了承いただいたと思うが、その進め方について説明があれば事務局から願います。
事務局	参考資料3の2ページの枚方市環境審議会規則第5条に部会の設置に関して、示している。ここに審議会の担任する事務のうち、特定の事項について、専門的な調査及び研究を行う必要があると会長が認めたときには、部会を置くことができる。従って、会長に部会の設置と部会委員の指名をお願いしたい。
会長	では、まず、会長である私が審議会を代表し、市長からその諮問を拝受したいと考えているが、よろしいか。
各委員	異議なし
会長	続いて、部会委員は、関連する専門知識を持った者による審議が必要だと考えている。そのため、ここにいる委員からではなくて、例えば、法律や衛生関係の専門家が必要だと思うが、そうした場合はどうしたらいいだろうか。
事務局	参考資料3の1ページの枚方市環境基本条例にあるとおり、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。また、臨時委員は市長が委嘱すると決まっている。この制度を活用して、建築や公衆衛生、行政法などの知識も持った方に臨時委員として加わってほしいと考えている。
会長	では、臨時委員について、事務局と私が相談の上、指名したいと考えるが、それでよろしいか。
各委員	異議なし
会長	他に事務局から連絡事項等はないか。
事務局	諮問書や部会委員の名簿については、事務局で作成の上、各委員へ直接送らせていただく。
会長	今日は専門的な案件が沢山あり、大変深い議論をしていただいた。それでは、これにて閉会する。